

農家のみなさまへ

堆肥利用促進事業補助金のご案内

庄原市では、地域資源を活用した資源循環型農業の展開を推進しています。耕畜連携による家畜ふん尿堆肥の利用を促進して地力増進を図り、化学肥料軽減と低農薬栽培による安全・安心な農畜産物生産を推進し、消費者から支持される「安全・安心な農畜産物生産地」の地域ブランド確立を目指します。その施策として、市内で生産され一定の基準を満たした堆肥を購入した農業者等に対し、以下の内容で補助金を交付します。

○堆肥利用促進事業

1. 補助の対象となる堆肥

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに購入した牛ふん堆肥、鶏ふん堆肥および豚ふん堆肥とし、次の2項に該当するものとします。

- ①市内の農業者、市内の農業者で組織する団体、地域農業集団、農業生産法人、第3セクターまたはJA（以下「生産者」という。）によって生産されていること。
- ②生産者が特殊肥料生産業者届出および肥料販売業務開始届出をし、その写しを市長へ提出していること。

堆肥生産者の届出が行われていない場合、補助の対象となりませんので、堆肥の購入の際には、堆肥生産者または農業振興課・支所産業建設室・地域振興室へご確認ください。

2. 補助対象者

対象とする堆肥を年間10トン以上購入し、農産物生産に使用している市内の農業者または市内の農業者で組織する団体

3. 補助金の額

バラ売り堆肥	1トン当たり 850 円または購入経費の3分の1のいずれか低い額以内
袋詰堆肥	42 円／袋または購入経費の3分の1のいずれか低い額以内
年間の補助上限額	50 万円

注) 補助金の合計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てる。

4. 申請期間

令和8年3月1日から3月31日まで

※土・日曜日・祝日を除く

5. 補助申請

申請書に、領収書等の写し（堆肥の種類、数量、金額が記載されているもの）を添付し、農業振興課・支所産業建設室（東城）・地域振興室（西城・口和・高野・比和・総領）へ提出してください。申請書等書類は農業振興課・支所産業建設室・地域振興室にあります。

<お問い合わせ先> 庄原市企画振興部農業振興課 (Tel 0824-73-1227) (FAX 0824-72-3322)

E-mail: chikusan@city.shobara.lg.jp

西城支所地域振興室 (Tel 0824-82-2181) 東城支所産業建設室 (Tel 08477-2-5008)

口和支所地域振興室 (Tel 0824-87-2113) 高野支所地域振興室 (Tel 0824-86-2113)

比和支所地域振興室 (Tel 0824-85-3003) 総領支所地域振興室 (Tel 0824-88-3065)